

1 農地利用・基盤整備等に関する事業

① かんがい排水事業

本土の大部分を占めるシラス土壌地帯や琉球石灰岩の地層が広く分布する奄美地域では、干ばつの被害を受けやすいため、ダムや用排水路等を整備し農業用水の安定的な確保を図る「かんがい排水事業」が行われています。かんがい排水施設を整備し農業用水を安定確保することで、栽培管理の合理化や新たな作物の導入が可能になるなど、農業の生産性向上や経営安定につながります。

対象となる地域

- ◇ 用水確保が不安定
- ◇ 営農作物が限定的

実施できる内容

- ◇ ダム・頭首工の造成
- ◇ ファームポンド
- ◇ 幹線用排水路
- ◇ 用排水機場

事業効果・将来イメージ

- ◇ 用水の安定確保
- ◇ 経営の安定、新作目の導入
- ◇ 担い手の育成
- ◇ 農業の生産性の向上
- ◇ 労働力の節減

主な事業概要

| | |
|------------|---|
| 事業主体 | 国, 県 |
| 補助率の目安 | 78.5~97.5% |
| 受益面積 | (国営) 3,000 ha (畑 1,000 ha) 以上 (内地) 末端面積 500 ha (畑 100 ha) 以上 (奄美) 末端面積 200 ha (畑 50 ha) 以上 (県営) 200 ha (畑 100 ha) 以上 末端面積 100 ha (畑 20 ha) 以上 |
| 主な実施地域(R5) | 喜界, 沖永良部 (水源: 地下ダム) |

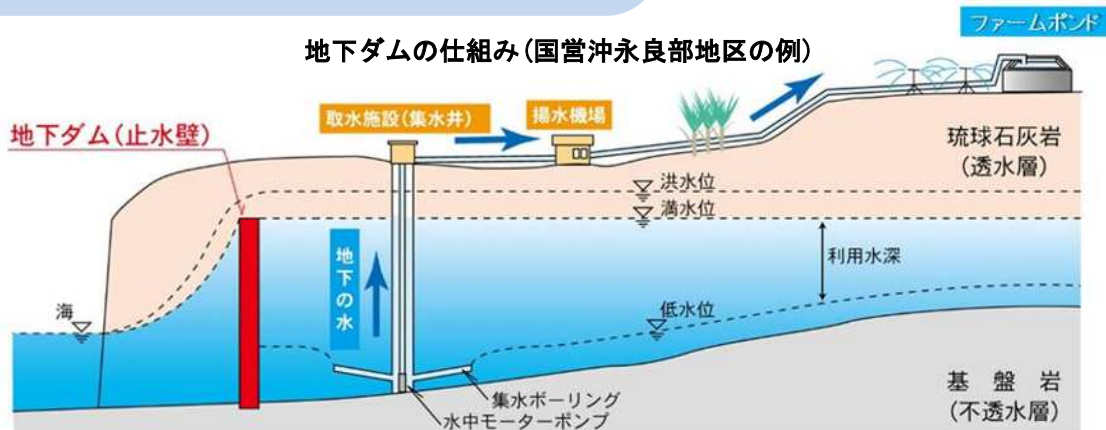
※本事業の末端施設整備は、畑地帯総合整備事業等で実施されます。

事業実施状況



ダム軸施工状況(国営沖永良部地区：知名町)

地下ダムの仕組み(国営沖永良部地区の例)



問合せ： 農地整備課国営・水利係 (TEL:099-286-3256)

② 畑地帯総合整備事業

畑作地帯が多い本県の農業農村を活性化させるため、畑地かんがいや農道整備、農地の大区画化などを総合的に整備しています。

土地の有効活用や農作業の効率化・機械化などによる生産性向上や用水確保による経営安定化など、将来の地域農業を担う農業者を育成・支援します。

対象となる地域

- ◇区画形状が不整形
- ◇用水確保が不安定

実施できる内容

- ◇区画整理
- ◇畑地かんがい
- ◇農道
- ◇農地保全

事業効果・将来イメージ

- ◇用水の安定確保
- ◇経営の安定、新規作目の導入
- ◇担い手の育成
- ◇農業の生産性の向上
- ◇労働力の節減

主な事業概要

| | |
|----------------|--|
| 事業主体 | 県 |
| 補助率の目安 | 75～90% |
| 受益面積 | |
| 担い手育成対策 | 20ha 以上（離島・奄美・中山間地域等 10ha 以上） |
| 担い手支援対策 | 30ha 以上（奄美 20ha 以上） |
| 主な実施地域 (R5) | 鹿児島、南薩、北薩、 始良・伊佐、大隅、曾於、 種子島、屋久島、大島、 喜界、徳之島、沖永良部 |

※中山間地域等とは

特定農山村、過疎、振興山村、半島、離島、
特別豪雪地帯、急傾斜地帯

事業実施状況

区画整理

(整備前)



(整備後)



(第四畦布地区：和泊町)

畑地かんがい整備



ごぼうの散水状況（曾於南部地区：大崎町）

【担い手育成対策】

畑作農業経営の体質強化を図るため、担い手農家の育成を主目的としており、事業前後で担い手農家の経営農地面積が10%以上増えることが要件です。

【担い手支援対策】

畑作農業の持続的発展を図るため、担い手農家の経営安定化を主目的としており、担い手農家戸数が受益農家戸数に占める割合または、担い手農家の経営面積が受益面積に占める割合が10%以上であることが要件です。

問合せ： 農地整備課国営・水利係（TEL：099-286-3256）

③ 経営体育成基盤整備事業 / 農地中間管理機構関連農地整備事業

水田地帯では、機械化や栽培技術の発展により、農業のスタイルも大きく変化してきました。

この新しいスタイルの農業をより発展させ、生産性向上や農家の経営安定を図るため、農地の大区画化や生産条件の改善、担い手への農地集積促進、担い手の育成などに取り組んでいます。

農地中間管理機構を通じた集積により農家負担なしでほ場整備が可能な制度もあります。

対象となる地域

- ◇区画形状が不整形
- ◇狭小区画のほ場
- ◇用水確保が不安定

実施できる内容

- ◇区画整理
- ◇農業用排水施設整備
- ◇農道整備
- ◇客土
- ◇暗渠排水 等

事業効果・将来イメージ

- ◇用水の安定確保
- ◇高収益作物の導入
- ◇担い手の育成、集積
- ◇農業の生産性の向上
- ◇労働力の節減

主な事業概要

| | |
|------------------|------------------------------|
| 事業主体 | 県 |
| 補助率の目安 | 80.9~92.5% (国+県) |
| 受益面積 | |
| 経営体育成基盤整備事業 | 20ha以上 (中山間地域 10ha) |
| 農地中間管理機構関連農地整備事業 | 10ha以上 (中山間地域 5ha) |
| 主な実施地域 (R5) | 鹿児島, 南薩, 北薩 始良・伊佐, 大隅, 熊毛 |

※実施にあたっては、集積や集団化の要件等があります。

※農地中間管理機構関連農地整備事業は受益地のすべてに農地中間管理権を設定することや収益性の向上等の要件を満たすことで、農家負担なしで整備をすることができます。

事業実施状況

区画整理 (岩弘地区: 東串良町)
(整備前)



(整備後)



問合せ: 農地整備課農村整備係 (TEL: 099-286-3239)

④ 農地耕作条件改善事業

本事業では、農地中間管理事業を重点的に実施する区域において、地域の多様なニーズに応じた、きめ細やかな耕作条件の改善を機動的に実施し、農地中間管理機構による担い手への農地集積の推進や高収益作物への転換を図るため、計画策定・営農定着に必要な取組等を支援します。

対象となる地域

- ◇農振農用地のうち農地中間管理事業を重点的に実施する区域
- ◇病害虫対策型は病害虫発生予察情報にて警報等が発令された地域

実施できる内容

- ◇区画整理 ◇暗渠排水
- ◇農作業道 ◇農業用排水施設
- ◇営農環境整備支援
- ◇管理省力化支援 等
- ◇土層改良 ◇排水対策 等

事業効果・将来イメージ

- ◇担い手への農地集積・集約化
- ◇高収益作物への転換
- ◇スマート農業の導入
- ◇浸水被害リスクの軽減
- ◇病害虫の発生予防・まん延防止等

主な事業概要

| | |
|--------------|-----------------------------|
| 事業実施主体 | 市町村、土地改良区等 |
| 補助率の目安 | 定率：50～73% (国+県) 定額：各実施種毎 |
| 実施地域 (R5) | 鹿児島、南薩、北薩、 大隅、大島、沖永良部 |

主な実施要件

- ① 総事業費200万円以上
- ② 農業者数2名以上
- ③ 農地耕作条件改善計画の策定
- ④ 農地中間管理機構との連携概要の策定
- ⑤ 地域内農地集積計画または高収益作物転換計画等の策定等
- ⑥ 流域治水プロジェクトの策定等

事業の型

- 地域内農地集積型** 畦畔除去による区画拡大や暗渠排水等のきめ細かな耕作条件の改善を機動的に支援します。
- 高収益作物転換型** 基盤整備を機動的に進めるとともに、輪作体系の検討や実証展示ほ場の運営、高収益作物への転換に向けた計画策定から営農定着に必要なハードとソフトを組み合わせ支援します。
- 未来型産地形成推進条件整備型** 水田転換や既存産地の改良とともに、省力技術・作業機械等を面的に導入し、労働生産性を抜本的に高めたモデル産地を形成する取組を支援します。また、果樹については、早期成園化等の取組を併せて支援します。
- スマート農業導入推進型** 基盤整備と一体的に行うGNSS（全球測位衛星システム）基地局の設置等のスマート農業の導入を支援します。
- 病害虫対策型** 地域特産物等の病害虫の発生予防・まん延防止に資するため農業者が行う土層改良や排水対策等を支援します。
- 水田貯留機能向上型** 「田んぼダム」の実施に向けた調査・調整経費や実施するために必要な畦畔の更新・排水口の整備等を支援します。

事業イメージ

きめ細かな耕作条件改善の支援



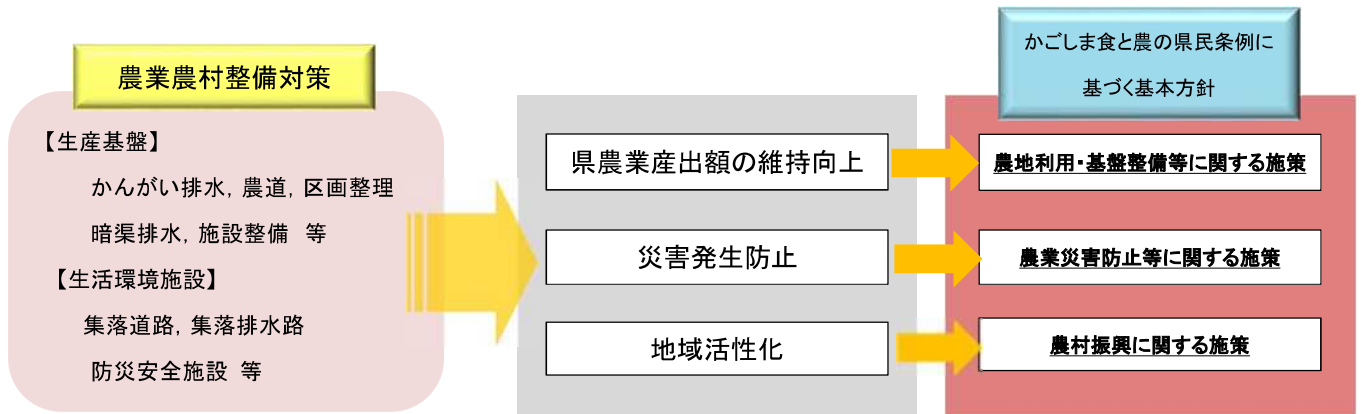
高収益作物への転換に向けた取組支援



問合せ：農地整備課農村整備係 (TEL:099-286-3239)

⑤ かごしまの農業未来創造支援事業（農業農村整備対策）

国庫補助事業の採択要件に満たない小規模地域（1～20ヘクタール）を対象に、かんがい排水や農道などの生産基盤整備と農業集落道路や農業集落排水路などの環境施設整備を行います。地域の実情に即した整備を実施することで、農村地域の活性化を総合的に支援していきます。



主な事業概要

| | |
|----------------|--|
| 事業主体 | 市町村，土地改良区 等 |
| 補助率の目安 | 40%以内 |
| 受益面積 | 5～20ha ただし，離島・奄美 3～10ha 中山間地域 1～20ha |
| 主な実施地域 (R5) | 鹿児島，南薩，北薩， 始良・伊佐，大隅，大島 |

※中山間地域・・・平均傾斜 1/100 以上の農地が 50%以上

①事業費要件 20,000千円以内

かんがい排水，農道，区画整理は 40,000千円以内とするが，複数年実施する場合は，25,000千円/年を上限とする。

②事業期間 原則単年度(最大 2年まで)

区画整理に限っては 3年以内

③その他

農道及び集落道路は，延長100～1000m，幅員3m以上
生産基盤整備は，農振農用区域内であること。

事業実施状況



取水施設の整備（中ノ平地区：いちき串木野市）

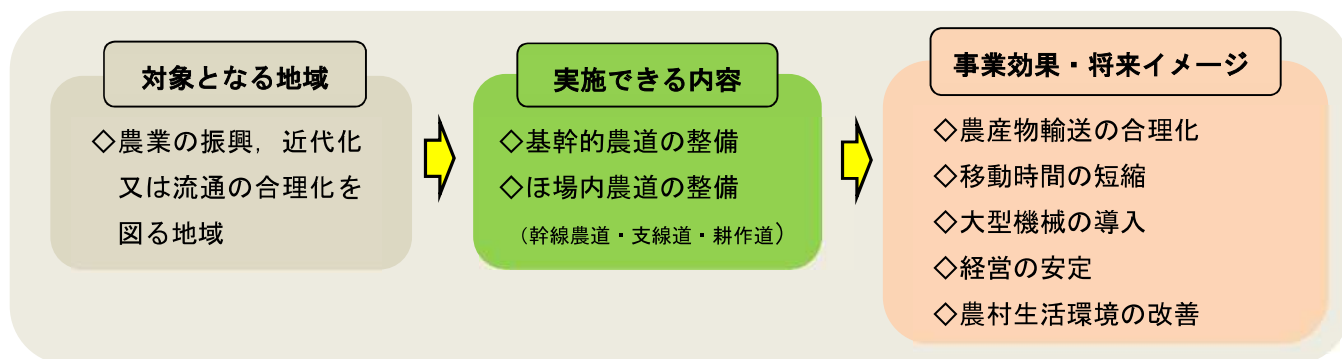


排水路の整備（麦生田地区：日置市）

問合せ：農地整備課農村整備係 (TEL:099-286-3239) (予算担当課：農政課地域農業振興係)

⑥ 農道の整備

農業経営の大規模化に伴い大型化するトラクターなど農業機械の安全走行や農業用資材の搬入・農産物輸送の効率化、荷傷み防止、併せて快適な農村生活環境を実現するために農道を整備しています。



主な事業概要

| | |
|----------------|----------------------|
| 事業主体 | 県 |
| 補助率の目安 | 78.75%~100% (国+県) |
| 受益面積 | 50ha 以上 等 |
| 主な実施地域 (R5) | 南薩，熊毛，徳之島 |

PR ポイント

本事業により農作業と農畜産物の輸送をサポートすることで、経営規模の拡大、生産コストの低減が図られます。また、交通条件が改善し、農村地域の活性化が期待されます。

事業実施状況

【農道整備（松山地区：南九州市）】

（整備前）



（整備後）



問合せ：農地保全課施設保全係 (TEL:099-286-3277)

⑦ 土地改良施設維持管理事業等

ダムや用排水路などの土地改良施設は地域の共有財産です。各種施設の適切な保全・管理や整備補修等により、施設の長寿命化と将来的な整備補修費の低減を図っています。

施設の管理

活かす

【農業用排水路管理】

- ◇畑地かんがい用水管理
- ◇ほ場用排水管理
- ◇施設高度利用

守る

【土地改良施設管理】

- ◇土地改良施設愛護運動の推進
- ◇農業用水の水質管理
- ◇土地改良施設の安全管理

事業施設の更新・補修状況

【中原加圧機場（枕崎市）】 （整備前）



（整備後）



整備補修（オーバーホール）

【羽月頭首工（伊佐市）】



主な事業概要

| | |
|----------------|--|
| 事業主体 | 市町村・土地改良区等 |
| 補助率の目安 | 60%～70%(国+県) |
| 施設規模 | 団体営規模以上の施設 等 |
| 主な実施地域 (R5) | 南薩, 北薩, 始良・伊佐, 大隅, 曾於, 熊毛, 徳之島, 沖永良部 |

【長島1号池（和泊町）】



問合せ：農地保全課施設保全係(TEL:099-286-3277), 農地整備課用地換地係(TEL:099-286-3253)

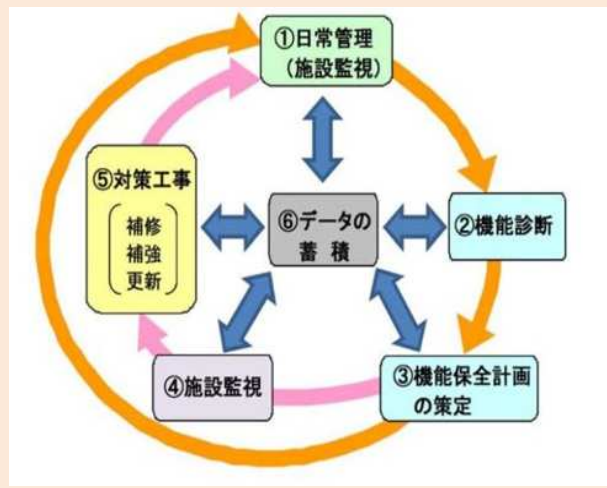
⑧ 土地改良施設の長寿命化対策

これまでに造成された農業水利施設の戦略的保全管理に向け、点検・診断結果等のデータの蓄積・共有を進めつつ、各施設の長寿命化計画に基づき、適時適切な保全対策を推進します。

※ライフサイクルコスト…建設、維持管理、更新すべてにかかる費用

- ① 施設管理者による日常管理
- ② 施設の状況を継続的に把握するための定期的な機能診断
- ③ 診断結果に基づく劣化予測、効率的な対策工法の比較検討及びこれらを取りまとめた機能保全計画の策定
- ④ 監視計画に基づく施設監視
- ⑤ 監視結果を踏まえた適時・適切な対策工事の実施
- ⑥ 調査結果や対策の実施内容などの情報の蓄積と活用

図 スtockマネジメントサイクルの概念図



◇水利施設整備事業

主な事業概要（基幹水利施設保全型）

| | |
|------------|-----------------------------|
| 事業主体 | 県 |
| 補助率の目安 | 75%～82.5%（国＋県） |
| 末端支配面積 | 水田 100ha 以上 田以外 20ha 以上 |
| 主な実施地域（R5） | 鹿児島、南薩、北薩、始良・伊佐、大隅、徳之島、沖永良部 |

主な事業概要（地域農業水利施設保全型）

| | |
|--------|-----------------------|
| 事業主体 | 市町村 |
| 補助率の目安 | 75%～80%（国＋県） |
| 受益面積 | 10ha 以上 |
| 主な実施地域 | 始良・伊佐、沖永良部 ※R2まで実施 |

事業実施状況

【頭首工補修・更新（第一両根占地区：南大隅町）】

（整備前）



（整備後）



【加圧機場更新整備（十三塚原地区：霧島市）】

（整備前）



（整備後）



◇農業水利施設保全合理化学業

主な事業概要

| | | |
|----------------|----------------------------|-------------|
| 事業 | 機能保全計画策定 | 農業水利施設等整備 |
| 事業主体 | 県 | 県, 市町村 |
| 補助率の目安 | 定額(国 100%) | 82.5% (国+県) |
| 受益面積 | 末端支配面積 10ha 以上 | 20ha 以上 |
| 主な実施地域 (R5) | 北薩, 始良・伊佐, 大隅, 大島, 沖永良部 | 大隅 |

事業実施状況

【パイプライン補修 (第三笠野原地区 : 鹿屋市)】



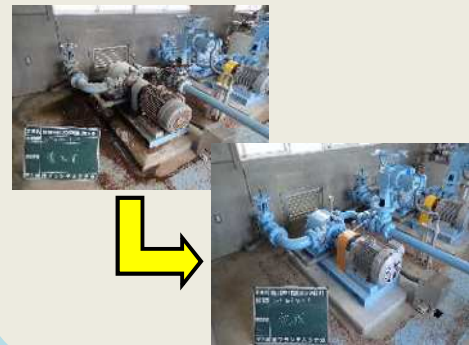
◇農業水路等長寿命化・防災減災事業 (非公共)

主な事業概要

| | |
|----------------|--|
| 事業主体 | 県・市町村・土地改良区等 |
| 補助の目安 | 77.5%~90% (国+県) |
| 対象施設 | 国庫補助事業によって造成された農業水利施設等 |
| 実施要件 | 1地区当り事業費の合計が 200 万円以上, 受益農業従事者数が 2 者以上, その他 |
| 交付対象事業 | 水利施設整備, 機能保全計画策定等, 実施計画策定他 |
| 主な実施地域 (R5) | 鹿児島, 南薩, 北薩, 始良・伊佐, 大隅, 熊毛, 屋久島, 沖永良部 |

事業実施状況

【加圧ポンプ更新 (鷹巣(2)地区 : 長島町)】



◇農地整備事業 (通作・保全)

主な事業概要

| | |
|----------------|--|
| 事業主体 | 県・市町村 |
| 補助率の目安 | 78.75%~87.5% (国+県) |
| 受益面積 | 50ha 以上 等 |
| 主な実施地域 (R5) | 鹿児島, 南薩, 北薩, 始良・伊佐, 大隅, 曾於, 熊毛, 屋久島, 大島 |

事業実施状況

【橋梁補修 (南九州地区 : 南九州市)】



【路面補修 (曾於北部地区 : 曾於市)】

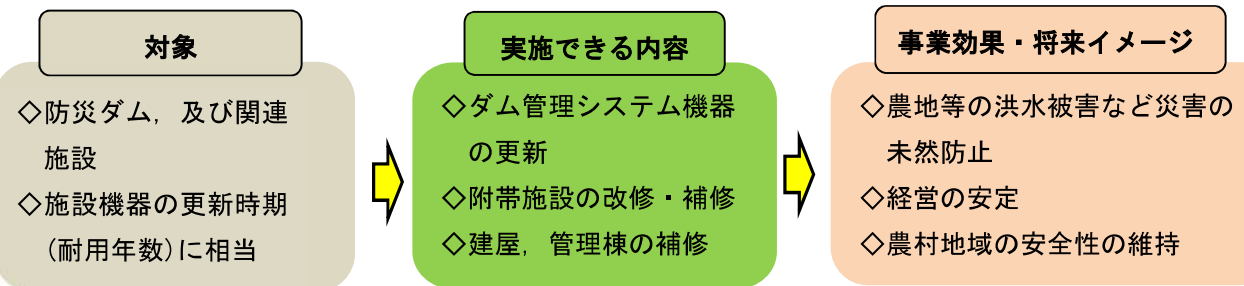


問合せ : 農地保全課施設保全係 (TEL:099-286-3277)

2 農業災害防止に関する事業

① 防災ダム整備事業

台風や大雨により洪水被害が発生している地域において、河川下流域に広がる農地や公共施設への災害を未然に防止する目的で「防災ダム事業」を行っています。洪水調節用のダム(防災ダム)の新設又は改修、及び併せ行う関連施設の整備のほか、近年はダム管理システム機器の更新整備を実施しています。本事業の実施により、農地等への洪水被害を未然に防ぐことで、安定した農業経営にも役立っています。



主な事業概要

| | |
|------------|----------|
| 事業主体 | 県 |
| 補助率の目安 | 95%(国+県) |
| 受益面積(防災) | 70ha以上 等 |
| 主な実施地域(R5) | 鹿児島、北薩 |

PRポイント

本事業でダム管理システム機器の更新を行うことで、常時、正常なシステム運用を確保することが可能となり、危機管理上の防災体制を構築することができます。

これにより農村地域の洪水被害防止が図られ、安定的な農業経営が可能となります。

事業実施状況

ダム管理システム機器の更新
清浦地区(薩摩川内市)

(整備前)



(整備後)



問合せ：農地保全課農地防災係(TEL:099-286-3281)

② ため池整備事業

農業用ため池の決壊により人命、人家、公共施設への被害を未然に防止するため、地震・豪雨・老朽化に対する防災対策を行っています。

主な事業概要

| | |
|----------------|-----------------------|
| 事業主体 | 県, 市町村 |
| 補助率の目安 | 81.625~90.0% (国+県) |
| 受益面積 | 2ha 以上 等 |
| 主な実施地域 (R5) | 南薩, 北薩, 喜界, 沖永良部 |

PR ポイント

農業用ため池の耐震・豪雨・老朽化対策を行うことで、災害の未然防止、かんがい用水の安定確保、管理の省力化、多面的な利活用が行えます。

事業実施状況

ため池の整備

(田代地区：南さつま市)

(整備前)



(整備後)



問合せ：農地保全課農地防災係(TEL:099-286-3281)

③ 用排水施設整備事業

築造後、老朽化の進行や気象変動・流域開発等による流出量の増加に伴う断面不足等が生じ、災害を未然に防止するため早急に対策を行う必要がある農業用排水路、頭首工、樋門、用排水機場の改修や新規整備を行います。

主な事業概要

| | |
|----------------|--|
| 事業主体 | 県, 市町村 |
| 補助率の目安 | 81.625%~95.0% (国+県) |
| 受益面積 | 10ha 以上 等 |
| 主な実施地域 (R5) | 鹿児島, 南薩, 北薩, 始良・伊佐, 屋久島, 喜界, 沖永良部 |

PR ポイント

近年、ゲリラ豪雨や台風等により、用排水路の機能が著しく低下し、下流部の農地等に多大な被害を及ぼしています。本事業により農地や施設への被害の未然防止や農業用水の安定確保を図ります。

事業実施状況

排水路の整備（柿木水流地区：湧水町）
(整備前)



(整備後)

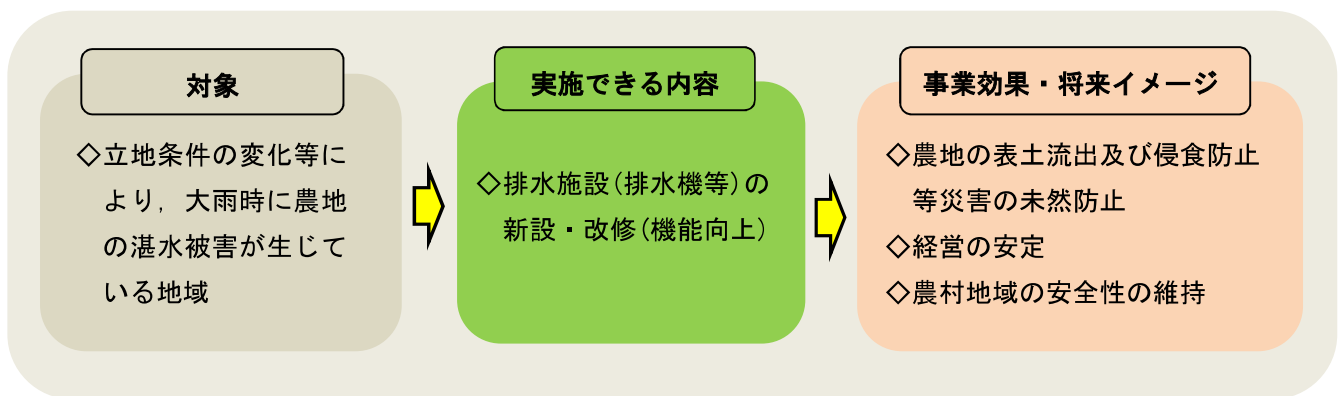


問合せ：農地保全課農地防災係 (TEL: 099-286-3281)

④ 湛水防除事業

立地条件の変化等により、台風や大雨時に農地の湛水被害が生じている地域において、これを防止するために「湛水防除事業」を行っています。

大雨時に農地に水が溜まり続けることで農作物が甚大な被害を受けることから、大容量ポンプ等の排水施設を整備することで、農地の表土流出及び侵食防止が図られる等、災害の未然防止効果が得られます。また、農作物への被害も減少するなど、安定した農業経営にも役立っています。



主な事業概要

| | |
|-------------|---------------|
| 事業主体 | 県 |
| 補助率の目安 | 81.625% (国+県) |
| 受益面積 | 30ha 以上 等 |
| 主な実施地域 (R5) | 北薩 |

PR ポイント

立地条件や都市化等の社会的変化により、現在の排水施設では対応できなくなった地域も、本事業で排水施設を再構築することで、現状に合った排水作業が可能となり、災害防止が図られ、安定的な農業経営が可能となります。

事業実施状況

排水機の再構築(排水量増加)
隈之城地区(薩摩川内市)
(整備前)



(整備後)

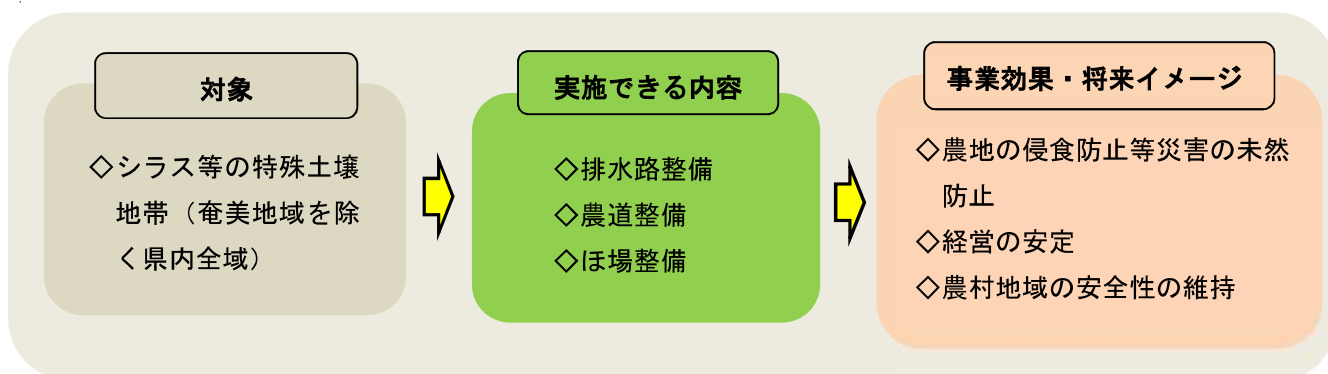


問合せ：農地保全課農地防災係 (TEL: 099-286-3281)

⑤ 農地保全整備事業

シラス・コラ・ボラ等の特殊土壌が広い範囲に分布し、台風や大雨による農地の表土流出やのり面崩壊等の災害が発生している地域において、これを防止するために「農地保全整備事業」を行っています。

排水施設や農道等を整備することで、農地の侵食防止が図られる等、災害の未然防止効果が得られます。また、農作物への被害も減少するなど、安定した農業経営にも役立っています。



主な事業概要

| | |
|-------------|---------------|
| 事業主体 | 県, 市町村 |
| 補助率の目安 | 55~95% (国+県) |
| 受益面積 | 10ha 以上 等 |
| 主な実施地域 (R5) | 南薩, 始良・伊佐, 大隅 |

PR ポイント

排水路が未整備であると降雨のたびに農地が侵食され、農地被害や農作物被害が生じます。本事業により排水路等を整備することで災害防止が図られ、安定的な農業経営が可能となります。

事業実施状況

排水路（急流工）の整備（竹山地区：曾於市）
（整備前）



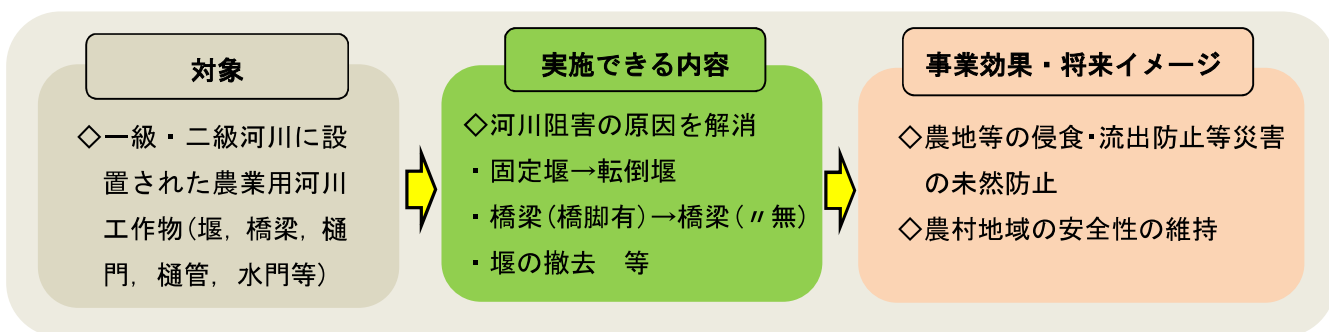
（整備後）



問合せ：農地保全課農地防災係 (TEL:099-286-3281)

⑥ 農業用河川工作物応急対策事業

台風や大雨による洪水の際に、河川内に設置されている井堰等の農業用河川工作物が通水の障害要因となり、農地をはじめ道路等公共施設へ甚大な被害を及ぼしています。このため、改善措置として「農業用河川工作物応急対策事業」により河川増水時には自動で倒れる鋼製のゲートを備えた井堰へと改修を行うなど、災害の未然防止を図っています。



主な事業概要

| | |
|------------|-----------------------------|
| 事業主体 | 県, 市町村 |
| 補助率の目安 | 82~92%(国+県) |
| 受益面積(防災) | (県) 5ha 以上 |
| 主な実施地域(R5) | 鹿児島, 南薩, 北薩, 始良・伊佐 大隅 |

事業実施状況

堰の改築(灰鶴地区: 日置市)

(整備前)



(整備後)



PRポイント

河川通水の障害要因となっている固定堰等を本事業により改修することで災害の未然防止を図ります。

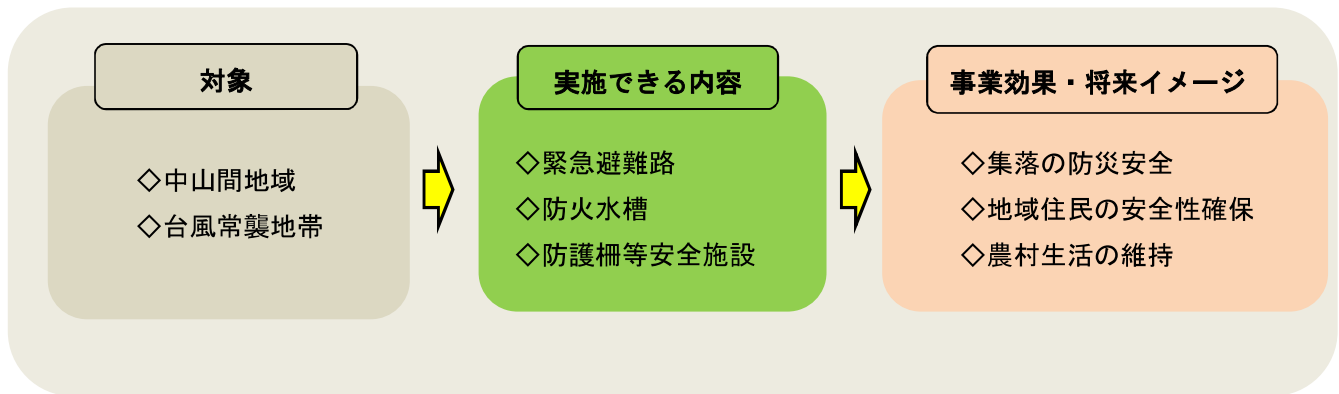
なお、本事業は防災目的であり、農業用水の取水等を主目的に頭首工などの造成・改修等を行いたい場合はかんがい排水事業等で実施できます。

問合せ：農地保全課農地防災係(TEL:099-286-3281)

⑦ 農村地域防災減災事業（農村防災施設整備）

本県では従来より集中豪雨や地震等により甚大な被害が多く発生しており、特に近年、激甚化・頻発化している自然災害によって、農地はもとより農村の生活環境の場においても、貴重な人命や財産等が失われるなどしています。

災害に脆弱な中山間地域等を対象に、避難路等の各種防災施設を総合的に整備する「農村防災施設整備事業」を実施しています。



主な事業概要

| | |
|----------------|------------------------------|
| | 県, 市町村 |
| 補助率の目安 | 80~95%(国+県) |
| 受益面積 | 10ha 以上 等 |
| 主な実施地域 (R5) | 鹿児島, 南薩, 北薩, 始良・伊佐, 熊毛 |

PR ポイント

農村防災施設整備を行うことにより、災害発生時における、地域住民の生命、財産及び生活を守り、安定的な農業経営が可能となります。

事業実施状況

緊急避難路(指宿地区：指宿市)
(整備前)



(整備後)



問合せ：農地保全課農地防災係(TEL:099-286-3281)

⑧ 海岸保全施設整備事業

背後に農地が広がり、津波、高潮、波浪、その他海水又は地盤の変動による被害が発生するおそれのある地域において、海岸保全施設の新設または改良工事を行っています。本事業により沿岸域の農地とそこで展開される農業生産活動を守り、食料の安定供給の確保と安全な農村地域の形成を図ります。

対象

- ◇海岸保全区域内
- ◇高潮、津波、波浪による被害が発生するおそれのある海岸
- ◇老朽化により機能が確保されていない施設

実施できる内容

- ◇高潮対策
- ◇浸食対策
- ◇海岸堤防等老朽化対策
- ◇津波・高潮危機管理対策
- ◇海岸環境整備

事業効果・将来イメージ

- ◇背後農地の防護
- ◇長寿命化計画による施設の長寿命化

主な事業概要

| | |
|------------|------------------|
| 事業主体 | 県、市町村 |
| 補助率の目安 | 91.5～92.5%（国＋県） |
| 採択要件 | 県営 50,000 千円以上 |
| 主な実施地域（R5） | 南薩、北薩、大隅、大島、沖永良部 |

事業実施状況

海岸保全施設整備（大浦干拓地区：南さつま市）
（整備前）



（整備後）



PR ポイント

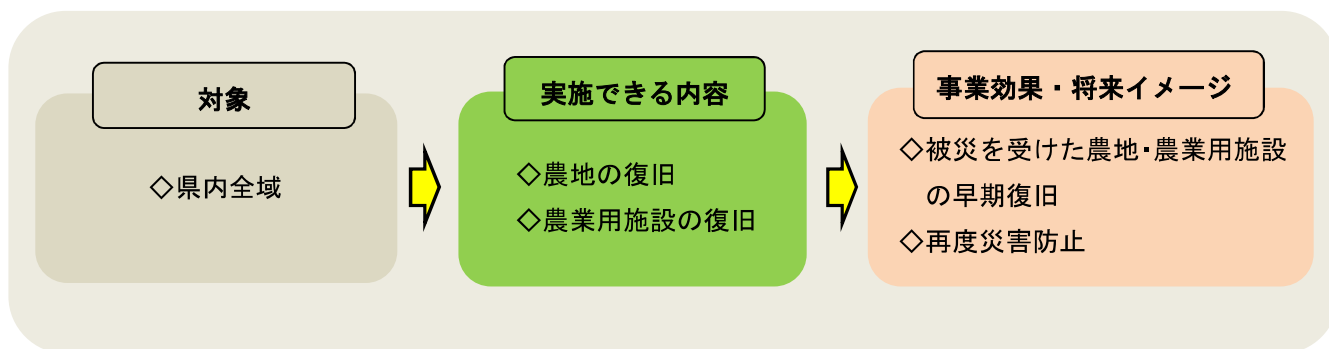
堤防、護岸などの海岸保全施設の調査（機能診断、耐震調査）や長寿命化計画の策定を行い、これに基づく予防的管理の実施や計画的な施設の修繕整備によりトータルコストの縮減等を図ります。

問合せ：農地保全課農地防災係（TEL：099-286-3281）

⑨ 農地・農業用施設災害復旧事業

降雨(洪水), 暴風, 高潮, 地震, その他の異常な天然現象によって被災を受けた「農地」「農業用施設」を原形復旧又は原形に復旧することが著しく困難もしくは不適當な場合においては, これに代わるべき必要な施設にて復旧し, 再度災害防止を図ることが出来る事業です。

異常な天然現象とは, 24時間雨量80mm以上もしくは1時間雨量20mm以上, 最大風速15m/s以上(10分間平均)など。



主な事業概要

| | |
|--------|------------------------------|
| 事業主体 | 県, 市町村, 土地改良区 |
| 補助率の目安 | 農地 50%(嵩上あり) 施設 65%(嵩上あり) |
| 採択要件 | 40万円以上 |
| 主な実施地域 | 県内全域 |

PRポイント

被災した農地・農業用施設について災害復旧申請を行い, 国の査定を受け事業が確定し復旧を行います。

通常の事業と比べ短期間で事業採択となるため早期復旧が可能となります。

事業実施状況

降雨により被災した排水路の復旧



(復旧前)



(復旧後)

問合せ：農地保全課農地防災係(TEL:099-286-3281)

⑩ ハザードマップ作成

ため池やダムなどが地震や豪雨等の影響により決壊した場合を想定した氾濫解析を基に浸水想定区域図を作成し、これに避難場所や経路などを示したハザードマップを作成します。災害発生時における適切な避難活動等の指針とすることや、解析結果を基にワークショップを行うことで地域の防災意識の向上を図ります。

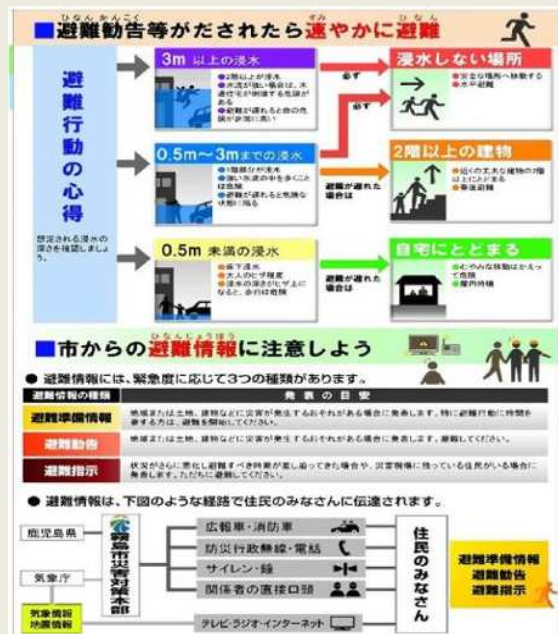
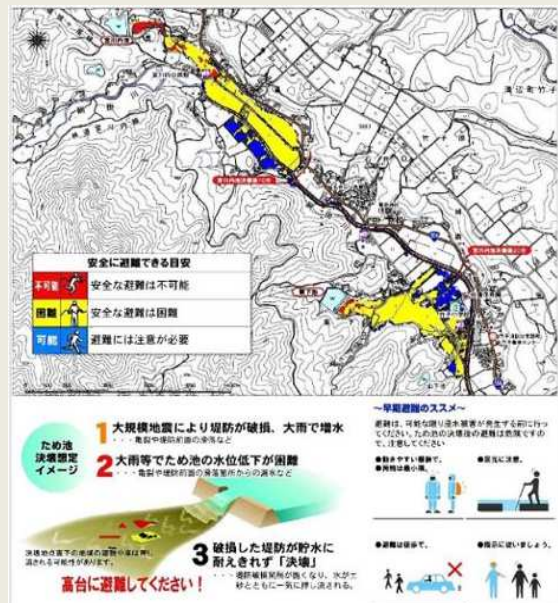
主な事業概要

| | |
|----------------|---|
| 事業主体 | 県, 市町村 |
| 補助率の目安 | 100%(国) (R12 迄) ※ため池工事特措期間 内は定額支援 |
| 受益面積 | 面積要件なし |
| 主な実施地域 (R5) | 南薩 |

PR ポイント

作成されたハザードマップにより、ため池やダムなどの決壊を想定した避難訓練等が行われることで、地域の防災意識の向上やワークショップにより地域実情の再認識が図られ、地域住民自らが防災を考えるきっかけづくりになることが期待されます。

事業実施状況



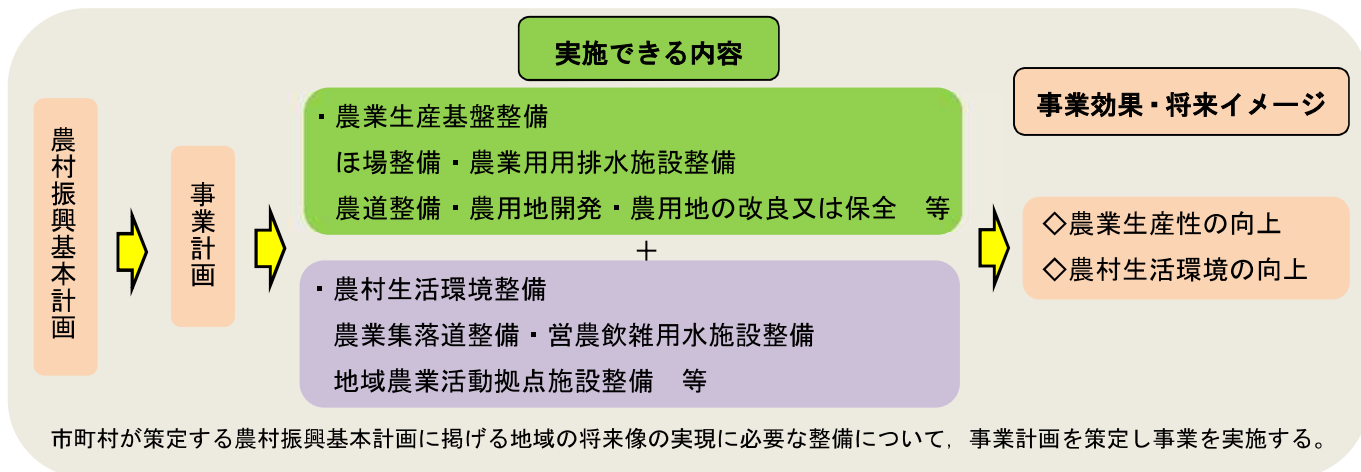
問合せ：農地保全課農地防災係 (TEL: 099-286-3281)

3 農村振興に関する事業

① 農村振興総合整備事業

本県の農村は、食の生産拠点であることはもちろん、ふるさとの自然や伝統文化、環境や生態系を守る役割も併せ持つなど県民共通の財産です。

このような農業や農村が担う多面的な役割を守り発展させるため、各種の生産基盤や集落基盤の整備を様々な角度から総合的に行っています。



主な事業概要

| | |
|----------------|--------------------------------------|
| 事業実施主体 | 県 |
| 補助率の目安 | 農業生産基盤整備 78.5% 農業生活環境整備 75% (国+県) |
| 受益面積 | 60ha 以上 (工種により異なる) |
| 主な実施地域 (R5) | 北薩, 大隅 |

主な実施要件としては

- ・農村振興基本計画が作成されていること。
- ・農業生産基盤及び農村生活環境の整備を総合的に行うものであること。

事業実施状況

(整備前)



(整備後)



区画整理 (末吉地区: 曾於市)



排水路の整備 (出水西部地区: 出水市)

問合せ: 農地整備課農村整備係 (TEL: 099-286-3239)

② 中山間総合整備事業／中山間地域農業農村総合整備事業

本県の大部分を占める中山間地域は、農業生産や国土保全等の面から重要な役割を担っていますが、地形や交通網などの条件が不利なこともあり、高齢化や過疎化等による農業後継者の減少、耕作放棄地の拡大など厳しい状況下にあります。そこで地域条件を生かした農業振興を図るため、生産基盤・生活基盤の両面から総合的に整備を行っています。

実施できる内容

- ◇区画整理
- ◇農道
- ◇集落道
- ◇交流施設

事業効果

- ◇農業生産性の向上
- ◇農村の維持・保全
- ◇集落の整備
- ◇災害防止
- ◇農地の保全

将来のイメージ

中山間地域の
活性化

主な事業概要

| | | |
|----------------|---|-----------------|
| 事業主体 | 県, 市町村 | |
| 補助率の目安 | 【県営】 生産基盤 85～95% 生活環境 80～90% | 【団体営】 70～80% |
| 受益面積 | 中山間地域総合整備事業 県営 60ha 以上, 団体営 20ha 以上 農地環境整備事業 10ha 以上 | |
| 主な実施地域 (R5) | 鹿兒島, 始良・伊佐, 大隅, 熊毛, 屋久島, 大島, 沖永良部 | |

※事業対象地域：過疎、山村振興、半島、離島の各振興法
及び特定農山村法の指定地域

中山間地域農業農村総合整備事業のメニュー

- (1) 総合整備事業
 - ア 生産基盤と環境整備を一体的実施
 - イ 生産基盤のみ実施（区画整理を主）
- (2) 実施計画策定事業
生産基盤の実施に際し計画を策定

事業実施状況

浦谷地区（鹿屋市） 区画整理
(整備前)



(整備後)



住用地区（奄美市） 活性化施設

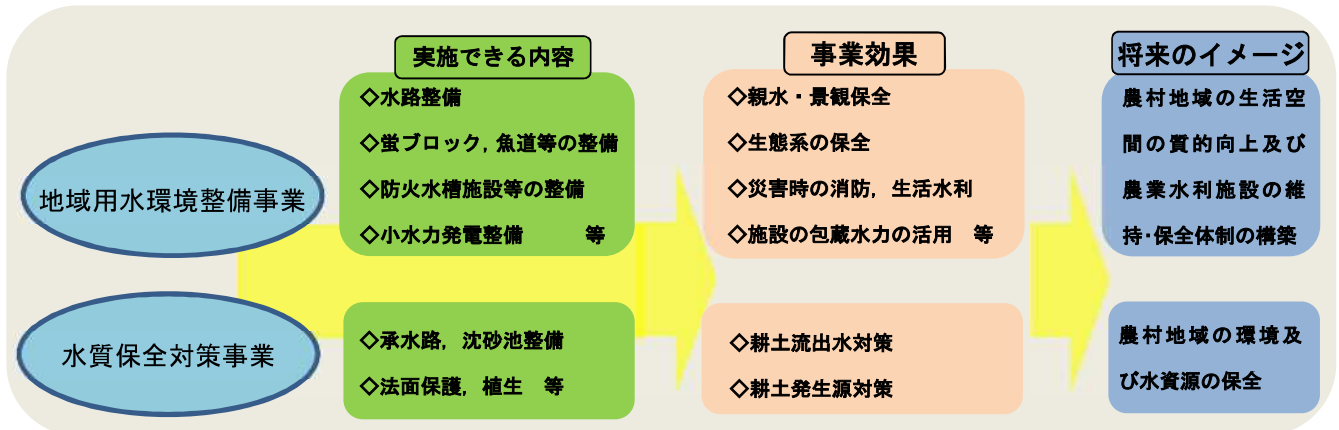


奄美市農林産物加工センター

問合せ：農地整備課農村整備係 (TEL:099-286-3239)

③ 農村環境保全整備事業

本事業では、ダム、農業水路等の農業水利施設の保安全管理や整備と一体的に農業用水の有する多面的機能の維持・増進を図る「地域用水環境整備事業」、奄美地域において排水施設等を整備し、農用地及びその周辺の土壌流出を防ぐ「水質保全対策事業（耕土流出防止型）」を実施しています。



事業概要

| | |
|-------------|---|
| 事業名 | 地域用水環境整備事業 |
| 事業主体 | 県, 市町村 |
| 補助率の目安 | 県営 団体営 75% 65~73% |
| 採択要件 | 総事業費 50,000 千円以上 ※小水力発電整備においては, 土地改良施設の維持管理費軽減が見込まれる 等 |
| 主な実施地域 (R5) | 大隅 (団体営) |

| | |
|-------------|--|
| 事業名 | 水質保全対策事業 (耕土流出防止型) |
| 事業主体 | 県, 市町村 |
| 補助率の目安 | 90% |
| 採択要件 | 受益面積: (県 営) 20ha 以上 (団体営) 10ha 以上 耕土流出防止環境保安全管理計画の策定 |
| 主な実施地域 (R5) | 大島 |

事業実施状況



魚類の生息空間の拡大のための魚道整備

地域用水環境整備事業 (波留地区: 阿久根市)



耕土流出防止のための沈砂池

水質保全対策事業 (手花部地区: 奄美市)

問合せ: 農地整備課国営・水利係 (TEL: 099-286-3256)

④ 農業集落排水事業

農業用排水の水質保全，農業用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り，併せて公共用水域の水質保全に寄与するため，農業集落におけるし尿，生活雑排水等の污水若しくは雨水を処理する施設，汚泥，処理水又は雨水の循環利用を目的とした施設等の整備を行います。

また，汚泥の農地還元や処理水の農業用水への再利用により，農業の特質を生かした環境への負荷の少ない循環型社会の構築に貢献します。

既存の施設における機能診断・最適整備構想策定・維持管理適正化計画策定・改築更新（機能強化）も実施します。

対象となる地域

- ◇農業振興地域
- 【これと一体的に整備することを相当とする農業振興地域外の区域を含む】

実施できる内容

- ◇汚水処理施設の整備（し尿，生活雑排水等の処理）
- ◇資源循環施設の整備（汚泥のコンポスト化施設等）

事業効果・将来イメージ

- ◇農業用排水の水質保全（公共用水域の水質保全）
- ◇農業用排水施設の機能維持
- ◇農村生活環境の改善
- ◇農村地域における資源循環

主な事業概要

| | |
|----------------|--|
| 事業主体 | 市町村 |
| 補助率の目安 | 整備・改築：内・離50% 奄60% 診断・構想：定額 調査・計画：50% |
| 採択要件 | 受益戸数は概ね20戸 (離島及び奄美は10戸)以上 対象人口は概ね1,000人程度の規模以下 |
| 主な実施地域 (R5) | 出水市・薩摩川内市・南さつま市・志布志市・始良市・さつま町・長島町・錦江町・南大隅町・屋久島町・奄美市・大和村・宇検村・瀬戸内町・喜界町・和泊町・知名町・与論町 |

PRポイント

農業集落の形態に適した小規模分散型の汚水処理施設として，生活排水等を安定して効率よく処理し，農業生産の改善，農村の快適な生活環境の創出，農村地域における資源循環などを実現します。



汚水処理施設（奄美市 佐仁）

⑤ 多面的機能支払交付金（^{みどり}水土里サークル活動）

農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域共同で行う、多面的機能を支える活動や農地、水路、農道等の地域資源の質的向上を図る活動を「水土里サークル活動」として支援しています。

※「水土里サークル活動」は鹿児島県での愛称です。

<制度の概要>



対象となる組織

- 農業者等で構成される活動組織
- 農業者のみで構成される活動組織
- ※ 農地維持支払、資源向上支払（長寿命化）のみ

対象となる地域

- 農振農用地域内の農用地
- 上記の農用地と一体的な取組が必要と認められる農振白地及び市街化区域内の農用地等

水土里サークル活動

- ・サークルには、
- ① 「円」「輪」「環」→人とのつながり、地域のつながり、結いの心
- ② 「仲間」「団体」→活動記録
- ③ 「循環」「繰り返す」→活動の継続、元に戻る、環境を守る 等の意味

・「水土里(みどり)」をつけることにより、地域共同で、農地・水等の資源を守る活動の特徴をわかりやすく表現

取組面積・カバー率の推移



- ・ 令和3年度 取組面積：約 46,420ha
カバー率：約 45%
- ・ カバー率とは、農振農用地面積に占める多面的機能支払交付金の取組面積の割合

⑥ 中山間ふるさと・水と土保全対策事業等

■ 中山間ふるさと・水と土保全対策事業（ふる水事業）

農地や土地改良施設の有する多面的機能の発揮と地域住民活動の活性化を図るため、人材の育成、施設や農地の利活用及び保全整備の取組等に対して支援を行います。

対象となる地域

中山間地域等と一体として事業を推進することが効果的であると認められる地域

実施できる内容

- 調査研究事業
- 研修事業
- 推進事業

事業実施状況

【ふるさと探検隊】

地域住民による集落点検やワークショップ等を通じた地域課題の整理や保全活動計画の作成支援を行います。



地域住民による集落点検



保全活動計画の作成

■ 棚田地域等保全対策事業（棚田事業）

棚田地域等の農地等の保全・利活用に係る活動を促進することにより、棚田等の持つ多面的機能の発揮と集落の活性化を図る取組等に対して支援を行います。

対象となる地域

主傾斜1/20以上の農地の面積が当該地域の全農地面積の1/2以上を占める地域

実施できる内容

- 保全活動推進事業
- 保全ネットワーク推進事業
- 保全活動支援事業

事業実施状況

【棚田等保全活動支援事業】

住民組織が行う棚田地域の保全活動等に要した経費に助成を行います。

- 新規・継続地区（5年間）：上限300千円/地区
- 再登録地区（6年目以降）：上限200千円/地区
- 都市住民との交流等に要した経費への支援：上限300千円/地区



農業体験イベント
(湧水町・幸田の棚田)



棚田の保全活動
(いちき串木野市・松比良の棚田)

問合せ：農村振興課むらづくり推進係（TEL:099-286-3108）

4 その他の事業

① 換地

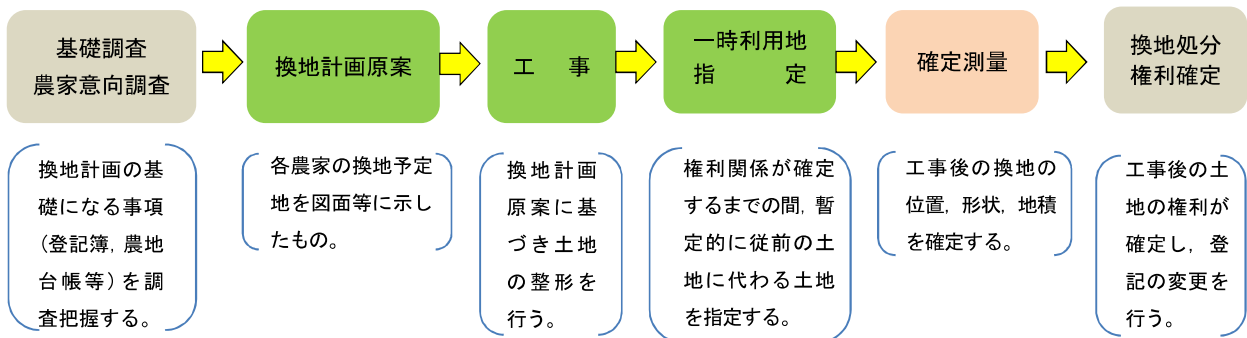
目的

ほ場整備事業等、農地の区画形質の変更を伴う事業において、工事前の土地に対応して配分される工事後の土地のことを換地といいます。また、工事前の土地と工事後の土地を法律上同一なものとして、権利の帰属関係を一挙に解決する法律行為（換地処分）を指す場合もあります。

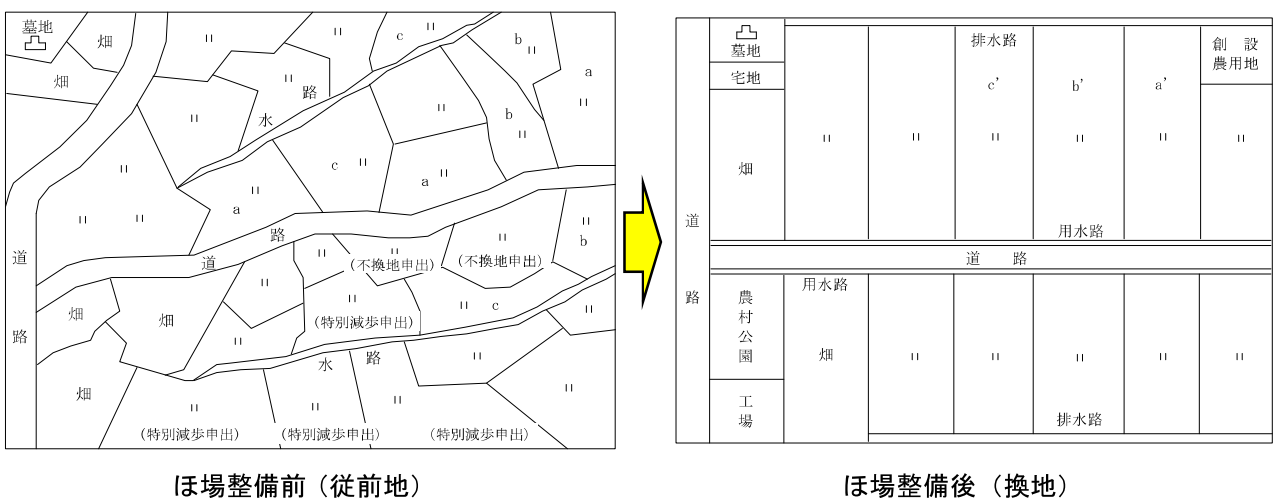
換地により農地の集団化・担い手への農地の集積化が可能となり、地域に必要な公共用地や施設用地の創設により、農業生産性の向上や農村の環境整備を実現します。

換地の流れ

着工 → 完了



換地の概念図



問合せ：農地整備課用地換地係（TEL：099-286-3253）

② 農業経営高度化支援事業

ハード事業（基盤整備）を契機とした、農地の土地利用調整活動や農地の利用集積を支援します。また、中心経営体農地集積促進事業は農地の利用集積率に応じた促進費の助成を受けられ、農家負担金の軽減にも活用出来ます。

○生産基盤整備事業（ハード）

経営体育成基盤整備事業
畑地帯総合整備事業（担い手育成型）等

ア農業用排水施設 イ農道
ウ客土 エ暗渠排水 オ区画整理 等

+

一体的に実施

○農業経営高度化支援事業（ソフト）

指導事業
調査・調整事業
中心経営体農地集積促進事業
耕地利用高度化推進事業 等

事業内容

指導事業

【事業内容】県等が行う指導、助言、啓発普及等に対する支援

【事業実施主体】県、土地改良事業団体連合会

【補助率】50%（中山間※55%、奄美：経営体60%、畑総65%）

※中山間とは、離島、特別豪雪地帯、振興山村島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜地帯の区域内

調査・調整事業

【事業内容】土地改良区等が行う土地利用調整活動、関係農家の意向調査活動等に対する支援

【事業実施主体】県、市町村、土地改良区、農業協同組合、農地所有適格法人等

【限度額】右表の受益面積ごとの基準額に調査・調整事業の実施年数を乗じた額

【補助率】50%（中山間※55%、奄美：経営体60%、畑総65%）

| 受益面積 | 基準額 |
|---------------|---------|
| 60ha未満 | 1,500千円 |
| 60ha以上200ha未満 | 2,000千円 |
| 200ha以上 | 4,000千円 |

中心経営体農地集積促進事業

【事業内容】中心経営体への農地の集積・集約化に向けた促進支援

【事業実施主体】県、市町村、土地改良区

【限度額】農業生産基盤整備事業の総事業費に右表の中心経営体集積率ごとの助成割合を乗じた額

【補助率】50%（中山間※55%、奄美：経営体60%、畑総65%）

| 中心経営体集積率 | 助成割合 | |
|----------|------|---------------|
| | 基本 | 集約化加算※ |
| 55%～65% | 5.5% | +1.0%（計6.5%） |
| 65%～75% | 6.5% | +2.0%（計8.5%） |
| 75%～85% | 7.5% | +3.0%（計10.5%） |
| 85%以上 | 8.5% | +4.0%（計12.5%） |

※中心経営体に集積する農地面積の80%以上を集約化（面的集積）する場合

耕地利用高度化推進事業

【事業実施主体】県、市町村

【事業内容】営農上支障となる湧水処理及び不陸均平、暗渠の維持管理等、その他の農用地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動に対する支援

【限度額】農業生産基盤整備事業の総事業費の2%に相当する額

【補助率】50%（中山間※55%、奄美：経営体60%、畑総65%）

問合せ：農地整備課農村整備係（TEL：099-286-3239）

③スマート農業を支える環境整備への取組

ロボット技術・AI・IoT等の先端技術を活用するスマート農業には、農作業の省力化のみならず、収量・品質向上等への大きな期待が寄せられています。また、ベテラン農家の熟練した技術をデータ化し、新規就農者をサポートすることで技術を継承する効果も期待されています。

スマート農業を支える環境整備を進めることにより、実装に向けた取組をサポートしていきます。

ICT自動給水栓



ICT自動給水栓により、スマートフォンやパソコンでモニタリングしながら、遠隔操作・自動での水田給水制御が可能となり、水管理労力低減や用水量節約が期待できます。操作・通信に要する電気は、太陽光発電で賄うことが可能となっています。

ロボットトラクター



ロボットトラクターにより機械制御が自動化され、熟練者のような直進走行作業が可能です。添付写真はレベル2下での自動走行（有人—無人協調システム）のもので、有人監視下での無人自動走行による作業が可能となっています。このような自動走行農機が活躍するには、対応した区画規模や移動通路等が必要であり、それらを踏まえた農地整備への取組を始めています。

④地籍調査事業

地籍調査は土地の基礎調査で、1筆毎の土地について、所有者・地番・地目の調査と併せて境界の測量及び面積の測定を行い、調査結果を地図及び簿冊にまとめるものです。

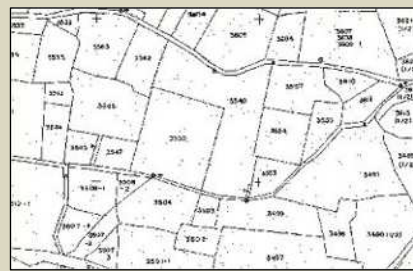
調査の成果となる地図は地籍図、簿冊は地籍簿といい、これらの成果の写しが登記所に送付され、登記所はこれに基づいて、土地登記簿の表題部の記載を改めます。

地籍調査の効果は、①土地取引の円滑化と土地資産の保全、②災害復旧の迅速化、③社会資本整備・まちづくりの円滑化、④課税の公平性、⑤所有者不明土地対策、⑥適切な森林の管理などがあります。

成果の事例

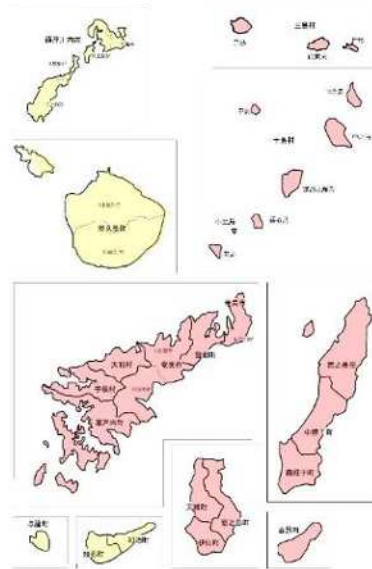


調査前：公図（字限図）



調査後：地籍図

本県の実施状況



| 凡 例 | |
|------------|----|
| ● (Yellow) | 完了 |
| ● (Pink) | 継続 |

令和4年4月1日現在

| 区分 | 市町村数 | 市町村名 |
|----|------|---|
| 完了 | 22 | 枕崎市、阿久根市、出水市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、南九州市、伊佐市、始良市、さつま町、長島町、湧水町、大崎町、東串良町、屋久島町、和泊町、知名町、与論町 |
| 継続 | 21 | 鹿児島市、鹿屋市、指宿市、西之表市、垂水市、奄美市、三島村、十島村、錦江町、南大隅町、肝付町、中種子町、南種子町、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町 |
| 計 | 43 | 全体進捗率 80.3% (令和3年度まで) |

問合せ：農地保全課国土調査係 (TEL:099-286-3279)